

対象年度		令和 4年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート											
事務事業名		結城廃寺跡整備事業						予算事業名		結城廃寺跡整備事業費					
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律					
				10	05	06	21	経常経費							
総合計画体系		未来を担う子どもと 生き生きとした市民を育む地域を目指そう						事業の区分		主要事業					
		生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造													
		郷土の文化財の保存と活用						担当課係等		生涯学習課 文化係					
事業期間		継続 (年度～ 年度)													
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
国指定を受けた史跡の公有化により、史跡を将来に向けて安定的に保存していく。史跡公園として整備し、本市の歴史教育や観光事業に寄与するとともに、市民の憩いの場として利用できる拠点施設を形成する。								結城廃寺跡の全容を解明するための、昭和63年度に発掘調査に着手。平成14年度に国指定史跡に指定され、将来、史跡公園として保存活用を図るため、平成20年度から指定区域の公有化に着手した。							
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】							
○遺跡整備に向けた各種計画の策定 ・保存整備委員会を開催し、各種計画の内容を検討する。 ・保存活用計画（令和2年度策定）、整備基本計画（令和4年度策定予定）、史跡整備実施計画を策定する。 ○整備区域内の発掘調査の実施 ・史跡整備等に伴う発掘調査を実施する。 ○史跡公園として整備 ○史跡の維持・管理 ・史跡が整備されるまでの間、除草作業等の維持管理を行う。								・国指定史跡結城廃寺跡附八幡瓦窯跡 【事業をとりまく環境の変化】 平成29年度に国史跡として追加指定された2筆（1913.89㎡）の公有化を30年度に実施し、30年度をもって、公有化事業が完了した。令和2年度に保存活用計画を策定し、今後も定期的に保存整備委員会を開催し、整備基本計画の策定を行う。							
【令和4年度 事業内容】				【令和5年度 事業内容】				【令和6年度 事業内容】							
○史跡の維持管理 ○史跡整備に係る発掘調査の実施 ○整備基本計画策定（令和3・4年度） ○保存整備委員会開催(3回)				○史跡の維持管理 ○史跡整備に係る発掘調査の実施 ○保存整備委員会開催(3回)				○史跡の維持管理 ○史跡整備に係る発掘調査の実施 ○保存整備委員会開催(3回)							

■事業費

		R02年度		R03年度				
財源内訳	国庫支出金	1,645		2,103				
	県支出金	0		0				
	地方債	0		0				
	その他	0		0				
	一般財源	3,851		4,661				
歳入計（千円）		5,496		6,764				
歳出内訳	節（番号＋名称）		金額（千円）		金額（千円）			
	01 報酬		45		45			
	08 旅費		3		306			
	10 需用費		15		23			
	12 委託料		5,379		6,336			
	13 使用料及び賃借料		4		4			
	18 負担金補助及び交付金		50		50			
歳出計（千円）（A）		5,496		6,764				
伸び率（％）				23.07				
備考								

令和 2年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R02年度	R03年度	R04年度
活動 指標	保存整備委員会の開催	回	目標	3.00	3.00	3.00
	公有化を行ったのちに史跡公園として整備するにあたり、整備基本計画の策定に向けて協議を行う。		実績	3.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	整備基本計画の策定		目標	0.00	0.00	1.00
	保存整備委員会において、適切な保存管理と公開活用、史跡の価値を的確に表現した今後の史跡整備に向けた基本方針である「整備基本計画」の策定を行う。		実績	0.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	史跡を将来にわたり安定的に保存していくために公有化は最も適切な方法であり、今後、史跡の活用を図るためには、史跡公園として整備・公開していくことが最も有効な方法である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	国指定史跡の保存活用が、行政が責任をもって行うべき事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	史跡整備のための各種計画の策定は、国で定められている。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	現状の手段が計画策定事業では一般的であり、問題は見られない。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	史跡を公有化し保存を図るとともに、史跡公園として整備し公開していくことは、本市のみならず、地域全体にとっても有益である。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	公有化は終了したが、整備開始まで公有化した土地の維持管理にコストがかかる。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	国史跡追加指定区域の公有化を実施し、完了した。今後、史跡を安定的に管理し、整備していくために整備基本計画の策定を実施していく。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
指定区域における公有化は、平成30年度をもって完了したが、史跡整備に着手するまで、公有化後の土地の維持管理の効率化が必要である。また、史跡整備に向け、令和4年度に整備基本計画は策定する予定であるが、その後、実施計画を策定する前に、整備工事に伴う発掘調査を行う必要があり、史跡整備の完了までは、さらに長期間かかる見込みである。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
史跡公園として整備するため、保存整備委員会を開催し、整備基本計画等の策定に向けて協議を行っていく。なお、整備の完了を早めるために、令和4年度から、公有地内の建物の基礎部分の除去に伴う発掘など、史跡整備に向けて必要な発掘調査を実施していく。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 史跡整備や、それに伴う土地の公有化には多額の費用を要するため、導入可能な文化庁以外の補助事業を検討し、市財政の負担軽減を図っていく。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	